

新潟県条例第19号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
(占用料の額)				(占用料の額)			
<p><b>第2条</b> 法第39条第1項に定める占用料の額は、占用の期間（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第19条第1項に規定する占用の期間をいう。以下同じ。）に応じ、別表に定めるところにより算出した額（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の2の規定により算定した額を勘案して占用面積1平方メートルにつき1年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。次項において同じ。）とする。この場合において、その額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>				<p><b>第2条</b> 法第39条第1項に定める占用料の額は、占用の期間（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第19条第1項に規定する占用の期間をいう。以下同じ。）に応じ、別表に定めるところにより算出した額（政令第7条第6号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第11号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の2の規定により算定した額を勘案して占用面積1平方メートルにつき1年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。次項において同じ。）とする。この場合において、その額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占 用 物 件		占 用 料		占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	所 在 地			単 位	所 在 地
			市 町 村				市 町 村
(略)				(略)			
政令第7条第1号に掲げる物件	(略)	(略)		政令第7条第1号に掲げる物件	(略)	(略)	
	幕	(略)			幕	(略)	
	(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)				(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)		
	(略)				(略)		
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積	1,000	820				

政令第7条第3号に掲げる施設	1平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1年	200	99
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1平方メートルにつき1月	100	82

政令第7条第8号に掲げる施設	(略)	(略)	
政令第7条第9号に掲げる施設	(略)	(略)	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	(略)	(略)	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	(略)	(略)	
政令第7条第12号に掲げる器具	(略)	(略)	
政令第7条第13号に掲げる施設	(略)	(略)	

備考

- (1)～(6) (略)  
(7) Aは、近傍類似の土地（政令第7条第8号）に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設け

政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1年	200	99
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	1平方メートルにつき1月	100	82

政令第7条第6号に掲げる施設	(略)	(略)	
政令第7条第7号に掲げる施設	(略)	(略)	
政令第7条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場	(略)	(略)	
政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物	(略)	(略)	
政令第7条第10号に掲げる器具	(略)	(略)	
政令第7条第11号に掲げる施設	(略)	(略)	

備考

- (1)～(6) (略)  
(7) Aは、近傍類似の土地（政令第7条第6号）に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設け

るもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により市町村に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。

(8)・(9) (略)

るもの及び同条第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により市町村に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。

(8)・(9) (略)

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。